

委 託 業 務 仕 様 書

この仕様書は、企業誘致情報収集委託を発注するにあたり、必要な事項を定めるものである。

- 1 業 務 名 企業誘致情報収集委託
- 2 目 的 本県進出希望企業の情報を収集することにより、企業誘致活動を効果的に行うことを目的とする。
- 3 委託内容 千葉県内に本社、支店・営業所、店舗、研究所、工場、物流・保管施設、データセンター・コンピューターセンター等の設備投資を検討している企業の情報収集。

- 4 提供物品 CD-R (Microsoft Excel 形式)

5 情報収集にかかる条件

(1) 業種 (すべての条件において共通)

日本標準産業分類 (平成19年11月改訂) 分類項目表による業種において、09 食料品製造業、10 飲料・たばこ・飼料製造業、11 繊維工業、12 木材・木製品製造業 (家具を除く。)、13 家具・装備品製造業、14 パルプ・紙・紙加工品製造業、15 印刷・同関連業、16 化学工業、17 石油製品・石炭製品製造業、18 プラスチック製品製造業、19 ゴム製品製造業、20 なめし革・同製品・毛皮製造業、21 窯業・土石製品製造業、22 鉄鋼業、23 非金属製造業、24 金属製品製造業、25 はん用機械器具製造業、26 生産用機械器具製造業、27 業務用機械機器製造業、28 電子部品、デバイス、電子回路製造業、29 電気機械器具製造業、30 情報通信機械器具製造業、31 輸送用機械器具製造業、32 その他の製造業、39 情報サービス業、43 道路旅客運送業、44 道路貨物運送業、47 倉庫業、50 各種商品卸売業、51 繊維・衣服等卸売業、52 飲食料品卸売業、53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、54 機械器具卸売業、55 その他の卸売業、56 各種商品小売業、57 織物・衣服・身の回り品小売業、58 飲食料品小売業、59 機械器具小売業、60 その他の小売業、73 広告業、76 飲食店とする。

(2) 必要な情報 (項目)

法人名称、商号、郵便番号、所在地、電話番号、代表者氏名、資本金、従業員数、

直近期決算年月、直近期売上高

(3) 調査対象とする企業について

①本社所在地

全国（４７都道府県全てにまたがるものとする）

②売上高

１０億円以上

③調査内容

千葉県内へ新たに設備投資もしくは拠点整備を検討している企業

④調査を行う企業数

１０，０００社以上とする。

(4) 納入期限

平成２５年９月３０日

ただし、収集完了したデータは随時提出すること。